

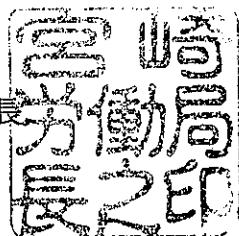


宮崎労働局 TZZT 第 6 号

平成 30 年 12 月 21 日

各団体の長 殿

宮崎労働局長



冬季における転倒災害防止対策の推進について（協力要請）

労働安全衛生行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、休業 4 日以上の死傷災害のうち最も件数が多い転倒災害の減少を図るため、厚生労働省では、労働災害防止団体との主唱により「STOP！転倒災害プロジェクト」（以下「プロジェクト」という。）を実施しているところです。

しかしながら、全国の転倒災害の発生件数は、平成 30 年 10 月末速報値で、前年同期比 17.8% の増加となっており、労働災害による休業 4 日以上の死傷者数を 2017 年比で 5 % 以上減少させるという「第 13 次労働災害防止計画」の目標達成のためには、転倒災害防止対策を一層強化する必要があります。

これから積雪や凍結による転倒災害が多く発生する冬季を迎えることから、厚生労働省におきましては、下記の取組を行いますので御了知いただくとともに、貴団体におかれましても、転倒災害防止対策について、傘下会員事業場等への周知に取り組んでいただきたいと存じます。

なお、宮崎労働局管内におきましても、平成 30 年 11 月末速報値で、転倒災害の件数は、前年同時期比で 22.7% の増加であり、ここ数年を見ても増加しています（別添 1 参照）。また、転倒災害は、全産業の休業 4 日以上死傷災害の中で、発生件数のみならず、その増加率も上昇しています（対前年 11 月末速報値比で +3.6%）。

このため、県内で平成 29 年に発生した転倒災害を分析し、労働災害防止対策を別紙「県内の転倒災害防止対策の推進に当たっての留意点」に取りまとめましたので、参考としてください。

記

1 具体的取組事項

（1）重点取組期間等

積雪や凍結による転倒災害が多い 2 月を重点取組期間としたプロジェクトの推進

（2）事業場における転倒防止対策

ア 通年の転倒災害防止対策

- (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- (イ) 4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等のほか台車等の障害物の除去
- (ウ) 明るさ（照度）の確保、手すりや滑り止めの設置
- (エ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
- (オ) 転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進
- (カ) 作業内容に適した耐滑靴やプロテクター等の着用の推進
- (キ) 定期的な職場点検、職場巡視の実施
- (ク) 転倒予防体操の励行

イ 冬季における転倒災害防止対策

- (ア) 気象情報の活用によるリスク低減の実施
 - ① 大雪、低温に関する気象情報を迅速に把握する体制の構築
 - ② 警報・注意報発令時等の対応マニュアルの作成、労働者への周知
 - ③ 気象状況に応じた出張・作業計画等の見直し
- (イ) 通路・作業床の凍結等による危険防止の徹底
 - ① 屋外通路や駐車場における除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保
 - ② 事務所への入室時における靴裏の雪・水分の除去、凍結のおそれのある屋内の通路、作業場への温風機の設置等による凍結防止策の実施
 - ③ 屋外通路や駐車場における転倒災害のリスクに応じた「危険マップ」の作成、労働者への周知
 - ④ 凍結した路面、除雪機械通過後の路面等における荷物の運搬方法・作業方法の見直し
 - ⑤ 凍結した路面や凍結のおそれがある場所（屋外通路や駐車場等）における転倒防止のための滑りにくい靴の着用の勧奨

2 関係事業場への周知啓発

傘下の会員事業場等に対して、プロジェクトを広く周知し、効果的な対策の推進を図ること。

【担当】宮崎労働局労働基準部健康安全課

0985-38-8835

転倒災害防止対策の推進に当たっての留意点

平成30年12月 宮崎労働局労働基準部健康安全課

県内における転倒災害は、別添1のとおり推移（平成25年11月末から平成30年11月末、休業4日以上の労働災害）しており、平成25年同時期の11月末と比較すると本年は7.3%増加している。

また、平成29年の休業4日以上の労働災害（1,298件）における転倒災害（312件、24.0%）の発生状況は下記1のとおりであり、当該状況を踏まえると転倒災害防止対策を推進するに当たっては、下記2の事項に留意が必要である。

記

1 転倒災害発生状況

(1) 月別

1月が最も多く（38件、12.2%）、次いで12月（33件、10.6%）の順となっている。

(2) 時間帯別

午前中は10時台が最も多く（36件、11.5%）、午後は3時台（30件、9.6%）が最も多くなっている。

(3) 業種別

保健衛生業（61件、19.6%）、商業（60件、19.2%）、製造業（58件、18.6%）の順となっており、これら3業種で全体の57.4%を占めている。

(4) 年齢別

65歳～69歳が最も多く（57件、18.3%）、次いで60歳～64歳（51件、16.3%）、55歳～59歳（50件、16.0%）の順となっており、55歳以上で全体の59.3%を占めている。

(5) 起因物別

「通路」が最も多く（94件、30.1%）、次いで「作業床、歩み板」（79件、25.3%）の順となっている。

(6) 休業期間別

1か月以上2か月未満が最も多く（87件、27.8%）、次いで14日以上1か月未満（67件、21.5%）、2か月以上3か月未満（62件、19.9%）の順となっている。

2 転倒災害防止のための留意事項

(1) 留意事項

- ① 転倒災害は、12月から1月にかけて多く発生する傾向が見られることから、年末年始の多忙時期（気温の低下する時季と重なる）の転倒災害防止対策に重点的に取り組むこと。
- ② 転倒災害防止の基本的対策として、通路の段差の解消、階段への手すりの設置、作業場の十分な照度の確保等の設備面での対策を講じること。
- ③ 時間帯別では、午前10時台、午後3時台等の疲労がピークに達する時間帯に多く発生していることから、休憩時間等を利用して、リフレッシュのための体操等の時間を取り入れること。
- ④ 通路の管理面による転倒災害も発生していることから、通路に支障物を置かない、床面を濡れた状態に放置しない等の日常的な対策を徹底すること。
また、4S活動（整理・整頓・清掃・清潔）、危険マップ等の作成（危険箇所の表示による見える化）等への取組も効果的であること。
- ⑤ 年齢別では、55歳以上で全体の59.3%を占めていることから、高年齢労働者の作業内容の調整や作業開始前の準備体操を取り入れること。
また、すべり防止の対滑性のある靴底材やつまずき防止に適した形状の作業靴の選定等にも配慮を行うこと。

別添1 休業4日以上 転倒災害発生件数の推移(県内、全産業)

年別	全産業(11月末)	転倒災害(11月末)	転倒災害の割合	増減
平成25年	998	200	20.0%	—
平成26年	1,017	216	21.2%	1.2%
平成27年	1,047	231	22.1%	0.8%
平成28年	1,099	285	25.9%	3.9%
平成29年	1,047	248	23.7%	-2.2%
平成30年	1,111	303	27.3%	3.6%